

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年12月17日	
【会社名】	株式会社メディネット	
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久布白 兼直	
【本店の所在の場所】	東京都品川区勝島一丁目 5 番21号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)	
【電話番号】	該当事項はありません。	
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。	
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島六丁目 1 番 1 号	
【電話番号】	(03) 6631 - 1201 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 落合 雅三	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	
	第20回新株予約権証券	12,390,000円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
		1,862,040,000円
	(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。	
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月17日に有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、2025年12月3日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年12月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、当該有価証券報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また添付書類の差し替え及び削除をするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差し替え及び削除）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2025年12月3日付をもって提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えるとともに、2025年12月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書に添付していた「2025年9月期事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の業績の概要」を削除します。

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____署で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日） 2024年12月18日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第30期中（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日） 2025年5月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2025年12月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年12月26日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日） 2025年12月17日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2025年12月3日）までに生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日（2025年12月3日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月17日）までに生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月17日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。